

添付法令資料 1 :

韓国資本市場及び金融投資業に関する法律 (目次)

2024 年 2 月 13 日法律第 20305 号により一部改正 2024 年 8 月 14 日施行

- 第 1 編 総則 (第 1 条ないし第 10 条)
- 第 2 編 金融投資業
 - 第 1 章 金融投資業の認可及び登録
 - 第 1 節 認可要件及び手続 (第 11 条ないし第 16 条の 3)
 - 第 2 節 登録要件及び手続 (第 17 条ないし第 21 条)
 - 第 2 章 金融投資業者の支配構造 (第 22 条ないし第 29 条)
 - 第 3 章 健全経営維持
 - 第 1 節 経営健全性監督 (第 30 条ないし第 33 条)
 - 第 2 節 大株主との取引制限等 (第 34 条ないし第 36 条)
 - 第 4 章 営業行為規則
 - 第 1 節 共通営業行為規則
 - 第 1 款 信義誠実義務等 (第 37 条ないし第 45 条)
 - 第 2 款 投資勧誘等 (第 46 条ないし第 53 条)
 - 第 3 款 職務関連情報の利用禁止等 (第 54 条ないし第 65 条)
 - 第 2 節 金融投資業者別営業行為規則
 - 第 1 款 投資売買業者及び投資仲介業者の営業行為規則 (第 66 条ないし第 78 条)
 - 第 2 款 集合投資業者の営業行為規則 (第 79 条ないし第 95 条)
 - 第 3 款 投資諮問業者及び投資一任業者の営業行為規則 (第 96 条ないし第 101 条の 3)
 - 第 4 款 信託業者の営業行為規則 (第 102 条ないし第 117 条の 2)
 - 第 5 章 オンライン少額投資仲介業者等に対する特例 (第 117 条の 3 ないし第 117 条の 16)
- 第 3 編 証券の発行及び流通
 - 第 1 章 証券申告書 (第 118 条ないし第 132 条)
 - 第 2 章 企業の買収・合併関連制度
 - 第 1 節 公開買収 (第 133 条ないし第 146 条)
 - 第 2 節 株式等の大量保有状況の報告 (第 147 条ないし第 151 条)
 - 第 3 節 議決権代理行使の勧誘制限 (第 152 条ないし第 158 条)
 - 第 3 章 上場法人の事業報告書等 (第 159 条ないし第 165 条)
 - 第 3 章の 2 株券上場法人に対する特例 (第 165 条の 2 ないし第 165 条の 20)
 - 第 4 章 場外取引等 (第 166 条ないし第 171 条)
- 第 4 編 不公正取引の規制
 - 第 1 章 内部者取引等 (第 172 条ないし第 175 条)

- 第2章 相場操縦等（第176条及び第177条）
- 第3章 不正取引行為等（第178条ないし第180条の5）
- 第5編 集合投資機構
 - 第1章 総則（第181条ないし第187条）
 - 第2章 集合投資機構の構成等
 - 第1節 投資信託（第188条ないし第193条）
 - 第2節 会社形態の集合投資機構
 - 第1款 投資会社（第194条ないし第206条）
 - 第2款 投資有限会社（第207条ないし第212条）
 - 第3款 投資合資会社（第213条ないし第217条）
 - 第4款 投資有限責任会社（第217条の2ないし第217条の7）
 - 第3節 組合形態の集合投資機構
 - 第1款 投資合資組合（第218条ないし第223条）
 - 第2款 投資匿名組合（第224条ないし第228条）
 - 第3章 集合投資機構の種類等
 - 第1節 集合投資機構の種類（第229条）
 - 第2節 特殊な形態の集合投資機構（第230条ないし第234条の2）
 - 第4章 集合投資証券の買戻し（第235条ないし第237条）
 - 第5章 評価及び会計（第238条ないし第243条）
 - 第6章 集合投資財産の保管及び管理（第244条ないし第248条）
 - 第7章 私募集合投資機構等に対する特例
 - 第1節 一般私募集合投資機構（第249条ないし第249条の9）
 - 第2節 機関専用私募集合投資機構等（第249条の10ないし第249条の23）
 - 第3節 銀行及び保険会社に対する特則（第250条及び第251条）
 - 第8章 監督・検査（第252条及び第253条）
 - 第9章 集合投資機構の関係会社（第254条ないし第267条）
 - 第10章 削除（第268条ないし第278条の3）
 - 第11章 外国集合投資証券に対する特例（第279条ないし第282条）
- 第6編 金融投資業関係機関
 - 第1章 韓国金融投資協会（第283条ないし第293条）
 - 第2章 韓国預託決済院
 - 第1節 設立及び監督（第294条ないし第307条）
 - 第2節 預託関連制度（第308条ないし第323条）
 - 第2章の2 金融投資商品取引清算会社（第323条の2ないし第323条の20）
 - 第3章 証券金融会社（第323条の21ないし第335条）
 - 第3章の2 信用評価会社（第335条の2ないし第335条の15）
 - 第4章 総合金融会社（第336条ないし第354条）
 - 第5章 資金仲介会社（第355条ないし第359条）
 - 第6章 短期金融会社（第360条ないし第364条）

第7章	名義書換代行会社（第365条ないし第369条）
第8章	金融投資関係団体（第370条ないし第372条）
第7編	取引所
第1章	総則（第373条ないし第374条）
第2章	組織等（第375条ないし第385条）
第3章	市場（第386条ないし第401条）
第4章	市場監視及び紛争調停（第402条ないし第405条）
第5章	所有等に対する規制（第406条ないし第409条）
第6章	監督等（第410条ないし第414条）
第8編	監督及び処分
第1章	命令及び承認等（第415条ないし第418条）
第2章	検査及び措置（第419条ないし第425条）
第3章	調査等（第426条ないし第427条の2）
第4章	課徴金（第428条ないし第434条の4）
第9編	補則（第435条ないし第442条の2）
第10編	罰則（第443条ないし第449条）
附則	